

《 入札条件（水産棟工事用） 》

(1) 入札方式	書面による入札を行う。
(2) 入札保証金	免除
(3) 入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として納入のこと。
(4) 契約保証金	免除
(5) 共同企業体協定書の提出について	共同企業体を結成して入札に参加する場合は、所定の日時までに共同企業体協定書（一部）を郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出すること。所定の日時までに福山地方卸売市場管理事務所に到達しない場合は無効とする。
(6) 入札書の提出方法について	<p>① 次のとおり取扱うものとする。なお、開札時の立会は、任意とするが当該入札者に関係のない者の立会は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定した提出方法、提出期限までに提出先へ必着で入札書を提出すること。 ・ 単独事業者による入札の場合、代表者印を押印した入札書を次の事項を記載した封筒に封入して、福山地方卸売市場管理事務所へ郵送（書留）で提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> a 提出者の商号又は名称 b 入札書が在中している旨 c 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日 ・ 共同企業体による入札の場合、共同企業体の代表企業の代表者印を押印した入札書を次の事項を記載した封筒に封入して、福山地方卸売市場管理事務所へ郵送（書留）で提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> a 共同企業体名称、提出する代表企業の商号又は名称 b 入札書が在中している旨 c 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日 <p>② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>③ 入札回数は、1回とする。</p> <p>④ 提出について使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p>
(7) 工事費内訳書について	<p>① 工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を指定様式に準じた様式で科目別まで作成し、入札書を郵送で提出する際、添付し、提出すること。なお、落札候補者になった業者は、資格要件確認書類提出時に御社様式の工事費内訳明細書を提出すること。</p> <p>② 次に該当する場合は、入札を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内訳書が提出されていない場合 ・ 内訳書に記名押印がない場合 ・ 内訳書に工事名の記載がない場合（工事名に著しい誤りがあり、工事の特定が困難な場合を含む。） ・ 内訳書の合計金額と入札金額が異なる場合 ・ 内訳書に記載すべき項目の記載がない場合（値引き、端数処理その他積算の根拠が不明瞭な記載がある場合を含む。） <p>ただし、内訳書は、単独事業者による入札者は、入札年月日及び商号又は名称を、共同企業体による入札者は、入札年月日及び共同企業体の名称を記入し、それぞれ代表者印を押印した書面を入札書を封入する封筒（封筒へは、内訳書が在中している旨を記載）に同封して提出すること。</p>
(8) 落札者の決定方法	<p>開札後、落札決定を保留とし、予定価格の制限の範囲内で最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査（以下「審査」という。）を行い、資格を有すると認められた場合はその者に落札決定する。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。</p> <p>なお、本案件に最低制限価格の設定はない。</p>
(9) 契約締結について	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。
(10) 主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例	<p>① 本工事に配置する監理技術者が建設業法第26条第3項第2号（以下「専任特例2号」という。）の規定の適用を受ける場合は、次の1)～8)の要件を全て満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専任特例2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 2) 監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者である必要がある。ただし、建設工事の種類が機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、イに限る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。） イ 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。 3) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 4) 同一の専任特例2号の適用を受ける監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 5) 専任特例2号の適用を受ける監理技術者が兼務できる工事は、福山市域内の工事でなければならない。

	<p>6) 専任特例2号の適用を受ける監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</p> <p>7) 専任特例2号の適用を受ける監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。</p> <p>② 本工事に配置する主任技術者又は監理技術者が他の専任配置の特例を適用する場合は、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）等で定める「監理技術者制度運用マニュアル」（以下、「監理技術者マニュアル」という。）によるものとする。</p>
(11) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について	落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、福山地方卸売市場に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
(12) 設計図書等の確認について	指定する期間内に、福山地方卸売市場管理事務所においてCD-ROMを受領すること。
(13) 支払限度額	各年度において、基本的に出来高に応じて支払うものとするが、次の額を支払限度額とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・2026年度（令和8年度） 契約金額の概ね 35% ・2027年度（令和9年度） 残額
(14) 出来高予定額	支払限度額に対応する各年度の出来高予定額は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・2026年度（令和8年度） 契約金額の概ね 35% ・2027年度（令和9年度） 残額
(15) 支払限度額及び出来高予定額の変更	発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。
(16) 前金払	前払額は、各年度の出来高予定額の4割以内とする。
(17) 部分払	2026年度（令和8年度）の請負代金相当額から前払金を控除した額とする。ただし、部分払の請求は2026年度（令和8年度）の1回限りとし、支払限度額を超えないこととする。
(19) 特記事項	
公正な入札の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。 ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。 ④ 入札者は、福山地方卸売市場が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。 ・ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、福山地方卸売市場が入札談合に関する情報を入手した場合において、福山地方卸売市場の事情聴取等の結果、 <ol style="list-style-type: none"> ア) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。 イ) 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、入札を無効とすることがある。
地場製品の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工食用資材等については、地場製品の積極的な活用に努めるものとする。
工食用資材等の事前購入について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工食用資材等について、2027年度（令和9年度）に使用するものを2026年度（令和8年度）に事前に購入しても、2026年度（令和8年度）の出来高の対象にはならないので、注意すること。
建設廃材等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事により発生する建設廃材等の産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて適正に処理し、工事完成時には、「廃棄物処理票」を監督員に提出すること。
暴力団関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団等から不当介入を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出するとともに、その旨を直ちに報告すること。
下請契約について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請建設業者に対する請負代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするとともに、見積及び協議を行う等の適正な手順によることにより、適正に行われるようにすること。 ・ 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請契約における注文者は、下請契約における受注者に対しては、発注者から受け取った前払金により現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金支払の適正化について配慮すること。 ・ 本工事の施工に際して、やむをえず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力市内に本店を有する業者に発注するものとする。 ・ 下請契約を締結する際には、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を求め、下請代金に適切に反映するよう努めること。

**建設リサイクル法
対象工事**

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記＜対象建設工事の定義＞参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明すること。
- また、請負契約の当事者は、法第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第7条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付すること。
- このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、発注者に対して、「法第12条に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明するとともに、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を提出し、確認を受けた上で、落札決定の通知を受けた日から5日以内に福山地方卸売市場へ提出すること。

＜対象建設工事の定義＞

「対象建設工事」とは、次の(ア)に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する(イ)の工事規模の建設工事をいう。

(ア) 特定建設資材(1品目以上)

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

(イ) 工事規模

[工事の種類]	[規模の基準]
・建築物解体工事	～ 床面積の合計 80㎡以上
・建築物新築・増築工事	～ 床面積の合計 500㎡以上
・建築物修繕・模様替工事	～ 契約金額 1億円以上
・建築物以外の工作物工事	～ 契約金額 500万円以上

(注) 解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

**別契約の関連工事
との調整等**

- ・ 別契約の冷蔵冷凍設備工事受注者と工程を含めた調整、協力体制を確保し、工事全体の統括管理を行うこと。

(20) その他

- ・ 工事場所、その他必要事項は設計図書等において説明するとおりとし、入札要項、入札条件、郵便等入札の手引を承諾のうえ入札すること。

○ダンプトラック等による過積載等の防止に係る留意事項

- 1 工事用資機材等の運搬において、過積載にならないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者には、資材の搬入を行わせないこと。
- 3 さし枠装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 4 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 5 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故等の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、当該団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方又は資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 上記事項について、下請業者を指導すること。